

中山間地林業の活性化に資する流域管理政策の 効果的運用

問題名: 森林の総合的利用計画方式と持続的林業経営管理方式の確立
担当: 元林業経営部環境管理研究室 餅田治之(現筑波大学)

背景と目的

私有林の伐採は所有者の私的な経済活動にゆだねられているため、材価が低い今日の状況では、資源は造成されても伐採はなかなか進まない(図1)。このため流域管理政策に基づいて加工・流通の仕組みを高度化しようとしても、原料供給がネックとなっている。しかし、森林所有者も一定の条件さえ整えば伐採する意向がないわけではない。この点に着目して、今日中山間地域において膨大に蓄積されている人工林資源を有効に利用するため、伐採促進の具体策を提示する。

成果

- 本研究では伐採促進策を、伐採促進の要素、伐採促進の方向、伐採促進の具体策の3段階に分けて提示した(表1)。そのなかには今日の行政施策の枠組みを越えるため、新たな法的枠組みを設定しなければならないものと、既存の施策の枠組み内で実施できるものがある。以下私有林の伐採促進につながる具体策のうち2点を例示する。
- 今日、木材の生産・加工・流通の各過程でコストが縮減されたとしても、その成果は住宅産業や木材流通業に吸収されてしまい、立木価格の上昇として森林所有者に還元されることは困難である。そこで、立木価格を上昇させ所有者の伐採意欲を喚起するためには、所有者側が木材の生産・加工・流通など最終消費に近い事業にまで参入し、利益率の高い部門を自らの事業に包摂する必要がある。木材の価格が安ければ山側自身で加工・消費するという代替構造が構築されることにより、木材加工業の競争的な状況を作ることができ、同時にそれは利益を山側に還元する仕組みとなる。つまり森林組合の加工・流通事業への参入の助成を強化することである。
- わが国の林業に対する助成策には、森林整備計画や林業振興地域整備計画のように、指定された市町村に対する優遇措置があり、一種のゾーニングに基づく助成策が実施されている。そのゾーニングの指定要素に、例えば高級材生産地、並材生産地等のように、木材の生産・加工・流通等に関する経営的視点を組み込むことにより、育林過程と素材生産過程の連続性を確保し、流域内での木材供給を円滑化させることが可能となる。

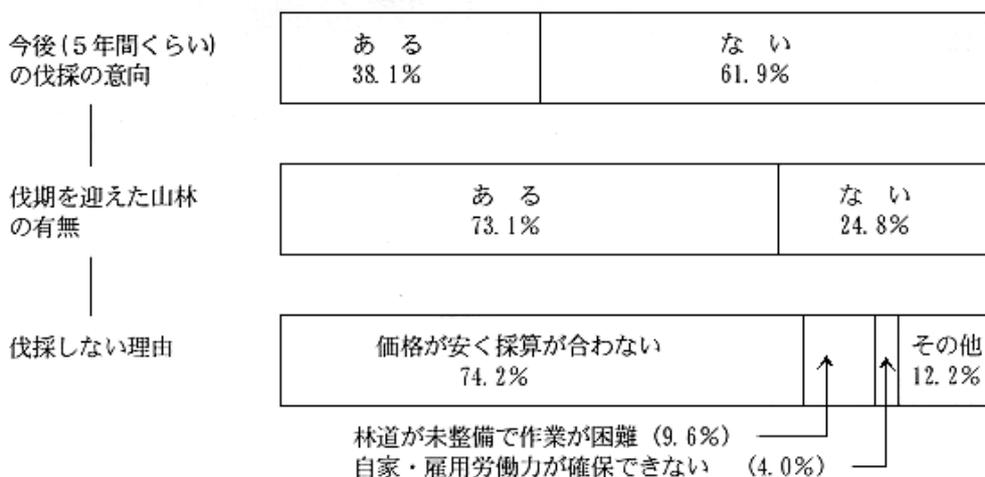


図1. 森林所有者の伐採に対する意向
(資料: 農林水産省統計情報部「林業経営に関する担い手層の意向調査」, 平成5年3月)

表1. 伐採促進方策の一覧表（一部）

伐採促進の要素	伐採促進方策の方向	伐採促進の具体策
間伐条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐施業の団地共同化 	<ul style="list-style-type: none"> ・活性化センター・森林組合等による団地共同化のメリットの普及
立木価格の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道敷設の団地共同化 ・木材加工産業の競争的状況の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道開設によるメリットの普及 ・森林所有者側の加工・流通部門への参入強化による競争的状況の構築
立木販売条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・川下経費低減分の山元への還流 ・立木販売の競争入札制度の導入 ・公的機関による立木評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記による山元側への利益の還元 ・競争入札導入による立木価格上昇の実現 ・公的な立木評価による素材生産業者と森林所有者の間の信頼性の確保
政策的誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・立木価格情報の提供 ・跡地造林・保育の混合契約 ・ゾーニングに基づく助成策の重点化 ・計画伐採に対するインセンティブ ・高齢級間伐に対する助成 ・立木伐採権の債券化 ・私有林における所有と経営の分離 	<ul style="list-style-type: none"> ・立木価格情報の提供による販売環境の向上 ・伐採跡地の造林・保育をセットにした契約を普及することによる伐り易い条件の整備 ・森林の経営的視点に基づいたゾーニングの導入とそれによる助成措置の重点化 ・計画伐採をする場合の助成・インセンティブの強化（例えば林道の優先的敷設等） ・間伐助成対象林分をより高齢級にまで拡大 ・伐採権の債券化による伐採の積極化、伐採ロットの集積、伐採時期の流動化 ・経営受託・信託による計画的施業の実現